

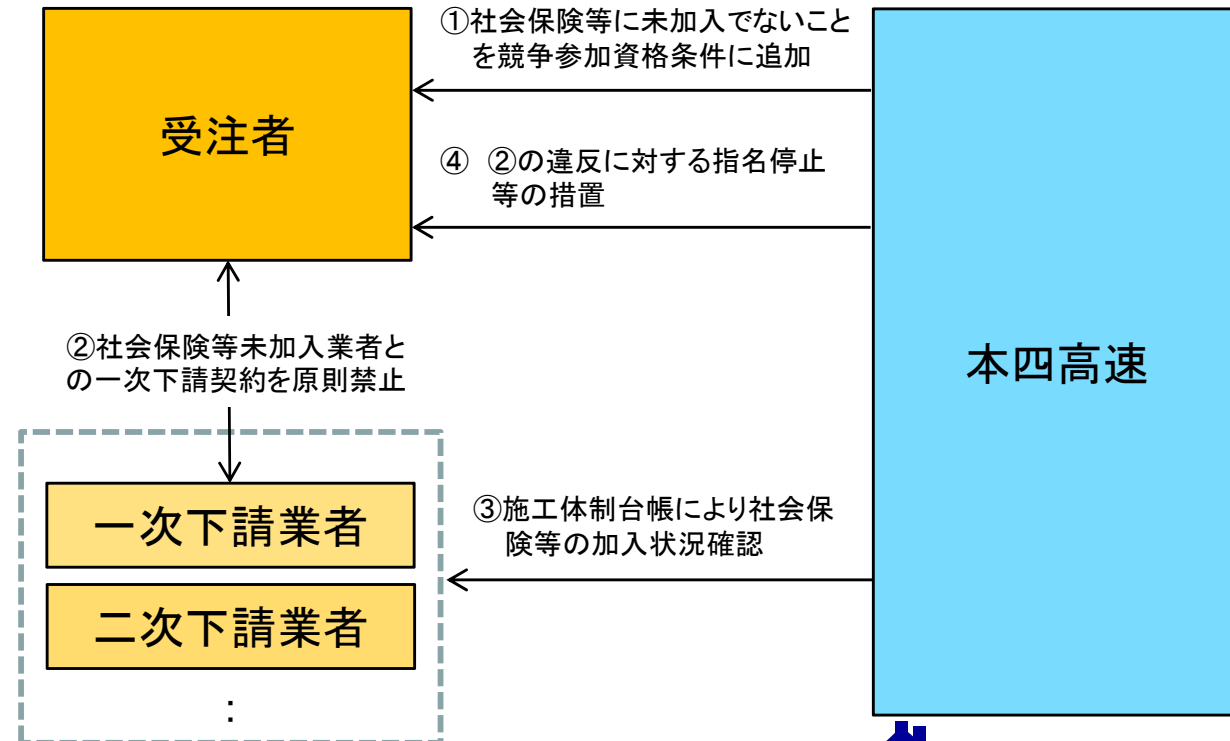
工事における社会保険等未加入対策

- 目的 ◇公共工事の品質確保及びその担い手の中長期的な育成・確保の促進
◇社会保険等を適正に負担する建設業者による公平で健全な競争環境の構築

◇平成26年10月22日以降に契約手続きを行う工事から

- ・ 社会保険等に未加入でないことを、競争参加資格条件に追加(入札広告等に記載) ※
- ・ 社会保険等未加入業者との下請契約(一次)を原則禁止 (契約書に記載)

- ①社会保険等に未加入でないことを、競争参加資格条件に追加
- ②社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止
- ③施工体制台帳により、下請業者の社会保険等の加入状況確認
- ④契約違反(社会保険等未加入業者との一次下請契約)に対する指名停止等の措置



※H27年度以降は、社会保険等未加入業者は競争参加資格の有資格業者名簿に登録できません!